ITER ダイバータ赤外サーモグラフィ真空容器内機器の溶接認証に係る検討作業仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
先進プラズマ研究開発部
先進プラズマ計測開発グループ

目次

1. 一般仕様 2
1.1. 件名 2
1.2. 目的及び概要 2
1.3. 業務内容 2
1.4. 納期 2
1.5. 納入場所及び納入条件 2
1.6. 納入物 2
1.7. 検査条件 2
1.8. 提出図書 2
1.9. 貸与品 3
1.10. 品質管理 4
1.11. 適用法規・規格基準 4
1.12. 情報セキュリティの確保 4
1.13. 知的財産権及び技術情報等の取扱い 4
1.14. グリーン購入法の推進 4
1.15. 協議 5
2. 技術仕様 6
2.1. IRTH の概要 6
2.2. 文書作成の仕様 9
2.2.1. Factory Qualification Test Plan（FQT）の作成仕様 9
2.2.2. Preliminary Welding Procedure Specification（pWPS） の作成仕様 9

添付資料
別添－1　本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項
別添－2　知的財産権特約条項

1. 一般仕様

1.1. 件名

ITER ダイバータ赤外サーモグラフィ真空容器内機器の溶接認証に係る検討作業

1.2. 目的及び概要

ITER ダイバータ赤外サーモグラフィ装置（以下「IRTh」という。）の真空容器内機器について、実機製作に先立ち、対象となる溶接構造及び接合部を整理し、ITER 要求事項への適合性を確認するとともに、必要に応じて軽微な設計変更案を作成し、溶接施工法認証に必要となる Preliminary Welding Procedure Specification（pWPS）の作成方針及び適用範囲を検討することを目的とする。

1.3. 業務内容

- Factory Qualification Test Plan（FQT）の作成
- Preliminary Welding Procedure Specification（pWPS）の作成

1.4. 納期

令和 9 年 2 月 26 日

1.5. 納入場所及び納入条件

- 納入場所：〒311-0193　茨城県那珂市向山 801 番地 1
 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）
 那珂フュージョン科学技術研究所　ITER 研究開発棟
- 納入条件：持込渡し。また、電子ファイルは受注者が用意した外付け HDD に格納のうえ提出すること。

1.6. 納入物

- 提出図書　一式

1.7. 検査条件

QST 職員が納入物の完納を確認し、かつ、本仕様に定める作業がなされたことを確認したことをもって検査合格とする。

1.8. 提出図書

受注者は表 1 に示す図書を作成し、提出すること。

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに確認を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、受理したものとする。ただし、再委託承諾願については、QST が確認後、回答を行う。言語の指定なき文書は、英語又は日本語いずれかを使用して作成すること。

表 1　提出図書

No.	図書名	提出時期	部数	確認
1	打合せ議事録	打合せ後 1 週間以内	1 部	不要
2	工程表	契約後速やかに	1 部	不要
3	Factory Qualification Test Plan	納期までに	1 部	要
4	Preliminary Welding Procedure Specification	納期までに	1 部	要
5	再委託承諾願（QST 指定様式）	作業開始の 2 週間前まで ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 部	要

（提出図書についての補足）

① 提出図書は、紙媒体の他、電子メール又は QST のオンラインストレージシステム（PDF 形式　詳細は契約締結後に受注者に説明あり）によっても提出すること。
② 電子ファイルは受注者が用意した外付け HDD に格納して提出すること。
③ 上記 1 及び 2 の提出図書については、提出する電子データのファイル形式は特に指定しないものとし、受注者が適切な形式を選定すること。
④ 上記 3 及び 4 の技術文書は編集可能な電子データ（word ファイル）及び PDF ファイルを提出すること。なお、上記 3 及び 4 の技術文書内の図については、jpg、gif、tiff のいずれかの形式でも提出すること。これらの形式での提出が困難な場合は、別途協議の上、決定する。

1. 9. 貸与品

- 三次元 CAD データ（CATIA 又は中間ファイル形式）　一式
- CAD モデルの部品表　一式
- 関連設計図書　一式
- 関連する製造性評価資料　一式

貸与品の扱いについては、契約条項のとおりとする。なお、QST が貸与品の所在等の確認を求めた場合には、受注者はこれに協力するものとし、紛失等の異常時には速やかに報告することとする。高額な消耗品（10 万円以上）等のうち、安全保障輸出管理規程上で重要又は高額なもので、長期間（1 か月以上）保管・設置するものについて、1 か月を超えない範囲で保管・設置状況を点検するとともに、保管・設置し

ている期間中に１回以上員数確認を行うこと。

1.10. 品質管理

受注者は、本契約の履行に当たり、ISO 9001 に準拠した品質マネジメントシステム又はこれと同等の品質管理体制を整備し、本契約に係る業務の品質を確保すること。

1.11. 適用法規・規格基準

本契約に係る全ての作業工程において、以下の法規・規格基準等を適用又は準用すること。

1. 日本産業規格
2. ITER Vacuum Handbook (ITER 文書番号:2EZ9UM)及びその付属図書
3. RCC-MRx 2012
4. その他受注業務に関し、適用又は準用すべき全ての法規・規格基準等

1.12. 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添－1 本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項に示すとおりとする。

1.13. 知的財産権及び技術情報等の取扱い

- 知的財産権等の取扱いについては、別添－2 知的財産権特約条項に示すとおりとする。
- 受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。
- QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。
- 受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.14. グリーン購入法の推進

- 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

本契約は、IRTh の真空容器内機器の実機製作に向けて、対象機器及び対象溶接部を整理した上で、製作前に必要となる溶接施工、工場認証試験に係る技術文書を作成する業務である。本契約には、実機の製作、溶接試作、試験体又はモックアップの製作、試験の実施及び ITER 機構の文書管理システムにおける承認取得は含まない。

2.1. IRTh の概要

IRTh は内側ダイバータを観測する光学系及び外側ダイバータを観測する光学系の二つの光学系から構成される。IRTh の真空容器内の各光学系は、それぞれ類似した 1st Optical Unit 及び 2nd Optical Unit から構成される（図 1）。このうち 1st Optical Unit（図 2）は、ミラークリーニングユニット、シャッター、冷却水配管、ガス配管及びこれらを支持・接続する構造部品等から構成される。本契約で作成する図書は、これらのうち、真空容器内機器の製作及び組立において溶接、ろう付け等の接合を要する部位を対象とする。

対象溶接部及び接合部は、貸与する CAD モデル、部品表、設計図書及び関連する製造性評価資料に基づき、受注者が整理すること。整理に当たっては、対象部位の位置、構造、材質、寸法、数量、適用される溶接又は接合方法、想定される検査方法及び関連する図書番号を明確にすること。

対象となる溶接部及び接合部の例を表 2 に示す。なお、表 2 は現時点で想定される主要な対象部位を示すものであり、受注者は、貸与資料を確認した上で、実機製作に必要な溶接部及び接合部を過不足なく特定し、2.2 項に示す図書に反映すること。

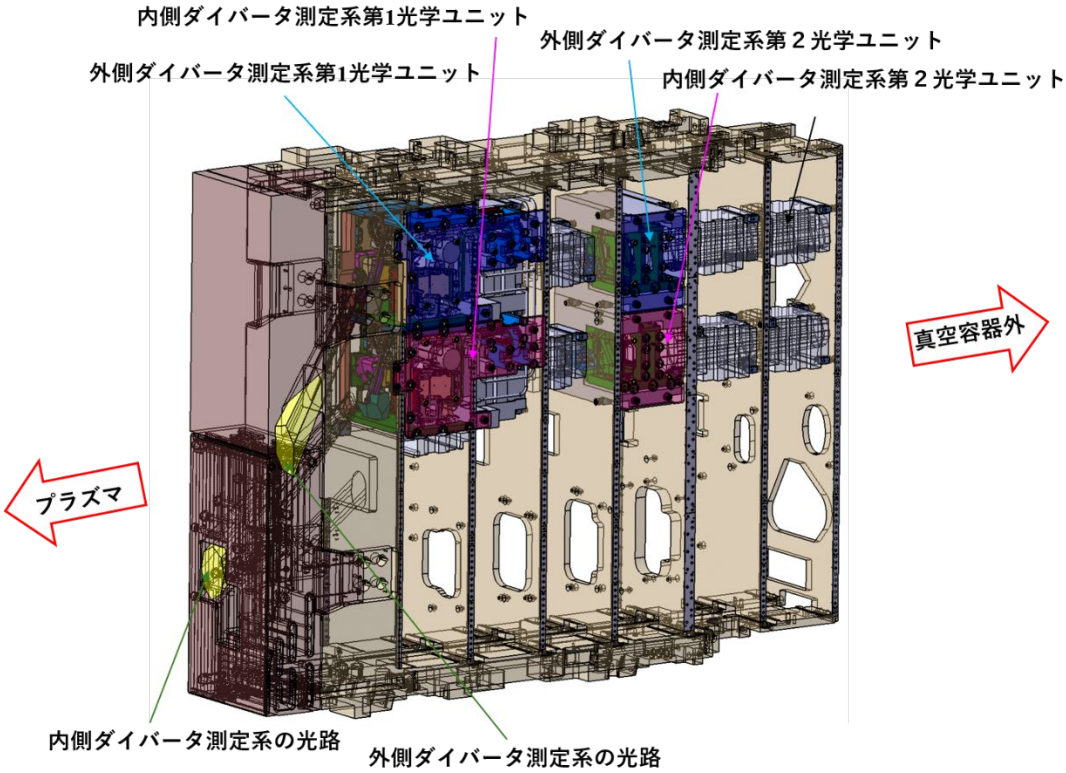


図１：IRTh 真空容器内機器の全体構成

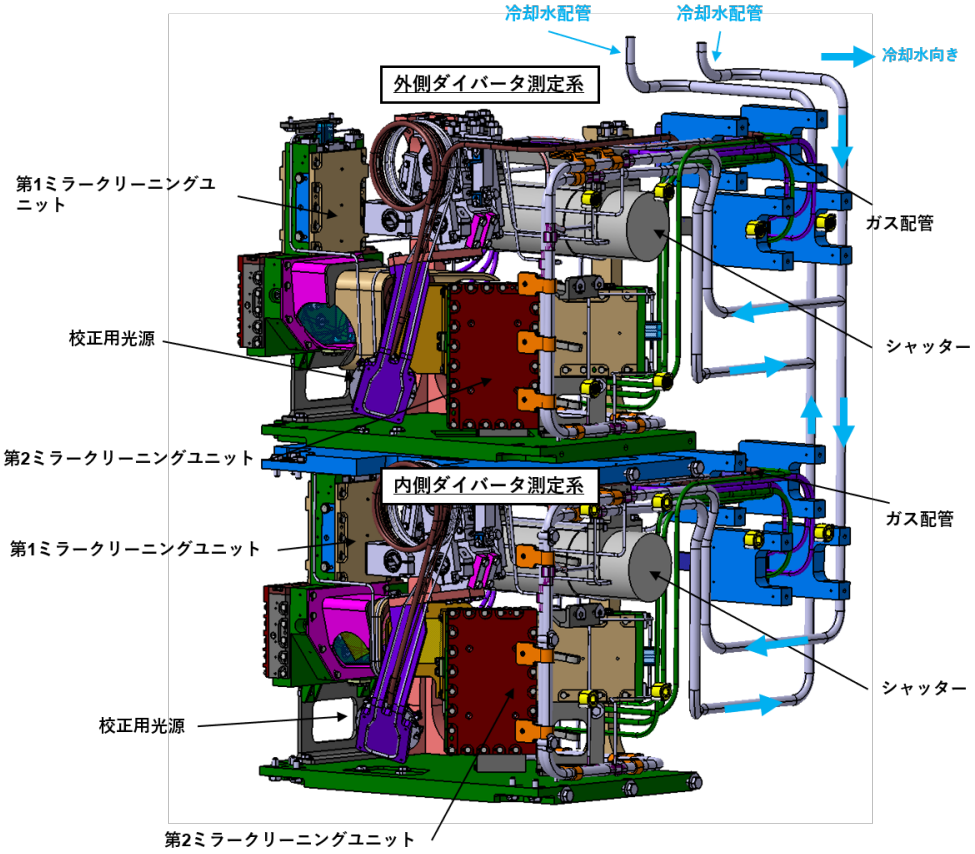


図 2：第 1 光学ユニットの構成

表 2：IRTh 真空容器内機器における主な対象溶接部及び接合部

対象機器又は部位	対象となる溶接部又は接合部	主な接合方法
ミラークリーニングユニット	ミラー内部の冷却水配管、ミラー部と角管、角管、ホルダー部のドリリングによる冷却水流路の閉止プラグ、ミラーバッフルと冷却水配管	TIG 溶接、ろう付け
シャッター	ベローズ、ベローズとシリンダー、シリンダーとフランジ、シリンダー外周部、シャッターブレードと冷却水配管	TIG 溶接、ろう付け
較正用光源	光源天板部裏面と熱電対の先端部	スポット溶接
冷却水配管	配管-配管、配管-レデューサー、配管-分岐	自動溶接、TIG 溶接
ガス配管	配管-配管、配管-レデューサー	自動溶接、TIG 溶接

2.2. 文書作成の仕様

受注者は、2.1 項に示す対象機器及び対象溶接部について、以下に示す図書を作成すること。各図書は相互に整合する内容とし、対象機器、対象部位、対象工程、検査項目、判定基準、管理点及び提出記録の関係が追跡できるように作成すること。1.8.項の表 1 に示す No.3 と No.4 の図書については英語で作成すること。

2.2.1. Factory Qualification Test Plan（FQT）の作成仕様

受注者は、IRTh の真空容器内機器における内側ダイバータ測定系及び外側ダイバータ測定系に係る実機製作前の確認事項を整理し、Factory Qualification Test（FQT）Plan を作成すること。同計画書は、FQT の目的、対象範囲、対象機器又は対象部位、員数、確認項目、確認方法及び判定基準が明確に読み取れるものとすること。

同計画書には、少なくとも以下の内容を含めること。

- FQT の目的、適用範囲及び作成方針
- IRTh 真空容器内機器の構成、実機ユニット構成及び FQT 対象範囲の位置付け
- 対象機器、対象部位、対象溶接部、対象工程、員数又は数量及びその選定根拠
- FQT 対象が、機器全体、部分組立品、溶接部を含む部分構造、試験片又はモックアップのいずれであるかの区別
- 適用する規格、基準、図面、設計図書、要求文書及びその他参考図書の一覧
- FQT 項目一覧表
- 各 FQT 項目の確認目的、確認方法、使用設備、取得記録、判定基準及び不適合時の処置
- MRR におけるレビュー対象項目並びに pWPS との対応関係

特に、FQT 対象範囲については、単に「IRTh 1st unit」等の包括的な表現に留めず、実機全体、特定のサブアセンブリ、溶接部を含む部分構造、試験片又はモックアップのいずれを対象とするのかを明確に記載すること。対象外とする機器、部位又は工程がある場合には、その範囲及び理由を記載すること。

FQT Plan は、目的、略語、適用文書及び参考文書、対象機器の概要、対象機器の分類、FQT 項目一覧、各項目の詳細説明、共通事項及び未確定事項の取扱いを含む構成とすること。対象機器の概要には、構成、配置、主要部品、対象溶接部の位置及び範囲を図表で示すこと。

なお、本契約には、FQT の実施、試験体又はモックアップの製作、試験結果報告書の作成及び ITER 機構の文書管理システムにおける承認取得は含まない。

2.2.2. Preliminary Welding Procedure Specification（pWPS）の作成仕様

受注者は、IRTh の真空容器内機器における内側ダイバータ測定系及び外側ダイバータ測定系に適用する溶接施工要領を明確にし、全何本の Preliminary Welding Procedure Specification（pWPS）のドラフトを分割してまとめるか決定した上、決定した本数の pWPS を作成すること。

作成に際して、ITER Vacuum Handbook (ITER 文書番号:2EZ9UM)及びその付属図書、RCC-MRx 2012 に準拠すること。なお、これらの上位文書で参照される適用規格は以下。

【溶接の工程に係る規格】

- ISO 15607
- ISO 15609-1
- ISO 15614-1

【溶接の認証に係る規格】

- ISO 9606-1
- ISO 14732

また、同文書には、少なくとも以下の内容を含めること。

- 文書番号、改訂番号、対象機器、対象溶接部、作成者、確認者、承認者、適用範囲
- 対象溶接部ごとの母材、材質、板厚又は配管寸法、継手形状、溶接部の構造及び実機へ

の適用範囲

- 開先形状、継手準備、溶接順序、積層要領及び必要な図又は模式図
- 溶接方法、溶接姿勢、溶接材料、シールドガス、バックシールドの要否及び使用する溶接設備
- 電流、電圧、溶接速度、入熱、パス間温度、予熱、後熱処理その他の主要な溶接施工条件
- 溶接士、溶接管理者、検査員、非破壊検査員及び使用設備に求められる資格又は適格性
- 溶接前、溶接中及び溶接後に確認すべき管理項目並びに記録すべき溶接施工記録
- 適用する非破壊検査、寸法検査、外観検査、リーク試験その他必要な検査及びその判定基準
- 校正を要する測定機器、計測機器及び検査機器の識別並びに校正状態の確認方法
- 適用規格、設計図書、要求文書及び参考図書との対応関係

本契約では、溶接試験片の製作、溶接試験の実施、Welding Procedure Qualification Record の作成、溶接施工法認証の取得及び ITER 機構の文書管理システムにおける承認取得は実施しない。

以上

別添－1

本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項

1　受注者は、契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、QST の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2　受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、QST の情報セキュリティ確保のために、QST が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(1) 受注者は、契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(2) 受注者は、契約に関して知り得た情報（QST に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び 計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(3) 受注者は、契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(4) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

(5) 受注者は、QST の承諾のない限り、契約に関して知り得た情報を QST 又は受注者の情報システム 以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(6) 受注者は、委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に関する 行為について、QST に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、 情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(7) 受注者は、QST が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、 これに協力すること。

(8) 受注者は、QST の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が契約業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる 被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに QST に報告し、QST の指示に従うものとする。契約の終了後においても、同様とする。

なお、QST の入札に参加する場合、又は QST からの見積依頼を受ける場合にも、上記事項を遵守していただきます。

以上

別添-2

知的財産権特約条項

（知的財産権等の定義）

第１条　この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）

二　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

三　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）

四　前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２　この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許権の対象となるものについてはその発明

二　実用新案権の対象となるものについてはその考案

三　意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、　育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

３　この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第２条第５項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属）

第２条　甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一　乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二　乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由

を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四　乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ　子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第11条第１項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2　乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3　乙は、第１項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第３条　前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2　乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第１項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

3　乙は、第１項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

4　乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第５条第４項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第４条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第２条から第６条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りでない。

3　乙は、第１項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4　乙は、第１項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　乙が第１項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第２条第１項各号及び第３項並びに第３条から第６条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第５条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第２条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合は、この限りではない。

3　乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4　乙は、第２項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内

（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が　甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第６条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第７条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一　乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2　前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3　乙は、第１項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転）

第８条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第９条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について

第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施）

第10条　甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2　乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄）

第11条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（著作権の帰属）

第12条　第２条第１項及び第７条第１項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2　乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3　乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

（合併等又は買収の場合の報告等）

第13条　乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社が変更した場合を含む。第３項第１号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2　前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3　乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一　合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二　前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に

照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三　移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、第２条及び第７条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第15条　乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（協議）

第16条　第２条及び第７条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第17条　本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上